

**申し込み時の
必要事項**

- ① 行事名(希望する日時・曜日・会場・コースなども) ② 住所(郵便番号も) ③ 氏名(ふりがな) ④ 年齢
⑤ 電話番号(ファクスの方はファクス番号、メールの方はEメールアドレスも) ⑥ 学校名・学年(児童・生徒のみ)
⑦ 返信先(往復はがきの場合)

シニアはつらつセミナー

シニア世代の社会参加など
についてのシンポジウムは、
3月24日(火)午後1時30分
4時。

所 社会福祉総合センター(中
央区大通西19)。

定 300人。

申 3月11日(水)からCC。(先着)

詳細 市コールセンター
(22) 4 8 9 4



**商店街に対する支援制度の
説明会**

来年度の商店街、小売市場
などに対する支援制度の説明
会を開催します。

3月24日(火)午後2時～3時
30分。

所 S T V北2条ビル(中央区
北2西2) 6階会議室。

対 商店街・小売市場などの団
体役員、事務局員など。

申 上欄必要事項と団
体名、代表者名、参加人数を
記入し、3月19日(木)までに産
業振興課(FAX)51330へ。

詳細 産業振興課(211) 2 3
7 2、HP

北海道の最低賃金

昨年10月19日から地域別最
低賃金(パートタイムなど

を含む)は、時間額667円と
なっています。なお、特定の
産業で働く方には、産業別最
低賃金が適用されます。

詳細 雇用推進課(211) 2 2
7 8



国民健康保険

遠隔地証の発行

家族の方が通学などのため
ほかの市町村に住む場合には、
遠隔地証を交付します。保険
証、在学(園)証明書を持参の
上、申請してください。

国民保の届け出は14日以内

国民健康保険の加入の届け
出は、勤務先の健康保険をや
めたなどの事実が発生した日
から14日以内です。14日を過
ぎてから届け出た場合は、仮
にそれまでに支払った医療費
(10割分)があつたとしても、
保険給付分(7割分)の払い
戻しを受けられませんので
ご注意ください。

**国民健康保険料は
期限内に納めましょう**
滞納整理特別強化月間

- ★滞納処分の強化
(給与・預金などの差し押さえ)
- ★滞納世帯への財産調査の強化
- ★納付相談・納付指導の強化

納付が困難な方は、
区役所の保険年金課へご相談を

詳細 区役所(1階)の保険年
金課

国民年金

外国人の方も国民年金に

国民年金は、高齢になつた
ときや、不慮の事故などで障
がい者になつたとき、一定の
条件を満たした方に年金を支
給し、生活の安定を図る制度
です。国内にお住まいの外国
人の方も、20歳以上60歳未満
の間は国民年金に加入する必
要があります。ただし、厚生
年金・共済組合の加入者や、
協定で加入を免除されている
国の方を除きます。

詳細 区役所(1階)の保険年
金課年金係

介護保険

有効期限が3月31日の保険
証をお持ちの方へ

3月中旬に新しい保険証を
送ります。有効期限の切れた
保険証は破棄してください。
なお、有効期限欄のない保
険証は、引き続き有効です。
詳細 区役所(1階)の保険年
金課



市税滞納整理強化週間

夜間・休日に行う納税催告
を強化します。期間中は夜
間・休日の納税相談窓口を開

設けていますので、ご利用く
ださい。

この日以外でも区役所に
よつては、夜間・休日の納税
相談を実施している場合があ
りますので、区役所納税課ま
でお問い合わせください。

3月9日(月)～13日(金)午後8
時まで。14日(土)・15日(日)午前
9時～午後4時。

詳細 区役所(1階)の納税課

軽自動車税の申告

軽自動車税は、毎年4月1
日現在、軽自動車などを所有
している人に課税されます。
軽自動車などを取得した場合
は15日以内に、軽自動車など
を廃車・売却した場合や転居
した場合は30日以内に申告を
してください。

なお、札幌地区軽自動車協
会と札幌運輸支局は3月中旬
以降混雑しますので、早めの
手続きをお願いします。

軽自動車税の申告

車種	申告先
原動機付 自転車	区役所の課税課、 市指定の原動機付自転 車標識取扱所
小型特殊 自動車	区役所の課税課
軽自動車	札幌地区軽自動車協会 (北区新川5の20)
二輪の 小型自動車	札幌運輸支局 (東区北28東1)

固定資産価格などをご覧に
なれます
いずれも本人確認できるも

**3月は
滞納整理強化月間
です**

納め忘れの市税は
ありませんか?
いま一度お確かめの上、
年度内に納めましょう
納税に関する相談は、
区役所(1階)の納税課へ

縦覧帳簿の縦覧

固定資産税(土地・家屋)
の納税者(納税管理人、個人
の場合は同居の家族、法人の
場合は事務担当者も可)は、
縦覧帳簿を縦覧することによ
り、自分の資産の価格が適正
かどうか、ほかの資産と比較
できます。

縦覧期間 4月1日(水)～30日(木)
所 資産の所在する区の区役所
の課税課。

課税台帳の閲覧

固定資産税の納税義務者は、
自分の資産の課税台帳を年間
を通じて閲覧できます(来年
度分は4月1日(水)から)。借
地借家人(賃貸借契約書など
で確認します)も、借りてい
る対象資産(家屋の場合はその
敷地も含む)の課税台帳を
閲覧し、固定資産税額を確認
できます。詳しくはお問い合
わせください。

借地借家人は、土地1筆、
家屋1棟(区分所有家屋につ
いては専有部分1個)ごとに

400円。
詳細 区役所(1階)の課税課